

自家発電セミナー ⑨

建築基準法における防災用の自家発電設備（その1）

Q1 防災用の自家発電設備は、消防法令以外に建築基準法令でも設置が義務づけられていますが、どのような場合に設置が義務づけられているのでしょうか。

A1 建築基準法令では特定の建築物に対し、建築設備（注1）の設置が義務づけられています。この建築設備の中で防災設備としての機能を有するもの（注2）には、常用電源が遮断した場合に備え、予備電源（建築基準法上の呼び方）の設置が義務づけられています。防災用の自家発電設備は、この予備電源の一つとして設置されるものです。

注1：建築基準法では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。」と定めています。

注2：予備電源の設置が義務づけられている「非常用の照明装置、非常用の進入口、排煙設備、非常用のエレベーター、非常用の排水設備、防火戸・防火シャッター等、防火ダンパー等・可動防煙壁」です。

Q2 防災用の自家発電設備の構造・性能については、消防法令では消防法施行規則第12条及び「自家発電設備の基準」により、具体的な基準が定められていますが、建築基準法令でもこれに相当するようなものが定められていますか。

A2 建築基準法令では予備電源の設置義務は規定していますが、予備電源の構造・性能については、運転時間以外には具体的な基準は設けられてはいません。

建築基準法令により予備電源として設置される自家発電設備は、消防法令で定める非常電源も兼ね防災電源として設置される場合が多いことから、構造・性能は消防法令の規定に準じるものとして運用されています。

予備電源の設置が義務づけられている建築設備には、どのような種類の予備電源が適用できますか。

建築設備の種類に応じ、適応できる予備電源と有効に作動できる容量（運転時間）が次表のとおり定められています。

なお、表中の自家用発電装置とは、自家用発電設備の建築基準法上の呼び方です。

建築設備と適応予備電源

・○印は適応、—印は不適応を示す。

建築設備		自家用 発電装置 ※1	蓄電池 設備	自家用発電 装置と蓄電 池設備※2	内燃機関※3	容量 (以上)
非常用の 照明 装置	特殊建築物	—	○	○	—	30分間
	一般建築物	—	○	○	—	
	地下道（地下街）	—	○	○	—	
非常用の進入口（赤色灯）		—	○	—	—	
排煙 設備	特別避難階段の付室 非常用エレベーターの 乗降ロビー	○	○	—	—	60分間
	上記以外	○	○	—	○	
非常用のエレベーター		○	○	—	—	60分間
非常用の排水設備		○	○	—	—	30分間
防火戸・防火シャッター等		—	○	—	—	
防火ダンバー等・可動防煙壁		—	○	—	—	

※1 用途により予備と常用に区分されるが、常用は予備電源対応の要件を満たすもの。

※2 蓄電池設備と40秒以内に始動する自家用発電装置に限る。

※3 電動機付きのものに限る。（昭和46年住指発第510号）